（別表３）

【医療施設等施設整備費補助金】

1 国庫補助事業	2 種目等	3 構造別	4 物価高騰を反映した単価	5 現行の交付要綱上の単価	6 基準面積	7 補助率
1へき地診療所施設整備事業	一般地区	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	(1) 診療部門 ア 無床の場合 160㎡ イ 有床の場合 (ｱ)5床以下 240㎡ (ｲ)6床以上 760㎡ (2) 医師住宅 80㎡ (3) 看護師住宅 80㎡	２分の１
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円		
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
2過疎地域等特定診療所施設整備事業	一般地区	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	(1) 診療部門 160㎡ (2) 医師住宅 80㎡ (3) 看護師住宅 80㎡	２分の１
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円		
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
3へき地保健指導所施設整備事業	一般地区	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	(1) 指導部門と住宅部門との併設の場合 120㎡ (2) 指導部門のみの場合 70㎡ (3) 住宅部門のみの場合 50㎡	３分の１（ただし沖縄県にあっては２分の１）
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円		
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
4研修医のための研修施設整備事業	－	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	(1) 新築の場合 研修医数×30㎡ （ただし､1,000㎡を限度とする。） (2) 増築、改築の場合 新築の場合に準じて算出した面積 （ただし、既存面積と増築、改築面積との合計面積は、新築の場合に準じて算出した面積を超えることはできない。）	２分の１
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
5臨床研修病院施設整備事業	－	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	基準面積500㎡	２分の１
		ブロック	444,000円	214,000円		
6へき地医療拠点病院施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	(1) 診療部門 1,000㎡ (2) 医師住宅 １戸当たり 80㎡ （ただし２戸を限度とする。）	２分の１
		ブロック	444,000円	214,000円		
	診療棟	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円		
		ブロック	444,000円	214,000円		
	医師住宅	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円		
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
7医師臨床研修病院研修医環境整備事業	－	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	研修医数×20㎡	３分の１
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
8離島等患者宿泊施設施設整備事業	－	－	843千円	651千円	室数×40㎡ （ただし、８室を上限とし、かつ、改修の場合は厚生労働大臣が必要と認めた額とする。）	３分の１
9産科医療機関施設整備事業	診療部門	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	(1) 診療部門 194㎡ (2) 宿泊施設 室数×40㎡ （ただし２室を限度とする。）	２分の１
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
	宿泊施設	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円		
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
10分娩取扱施設施設整備事業	分娩室、病室、入所室等	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	(1) 分娩室、病室、入所室等 194㎡ (2) 宿泊施設 室数×40㎡ （ただし２室を限度とする。）	２分の１
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
	宿泊施設	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円		
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
11解剖・死亡時画像診断等施設整備事業	－	１施設当たり (1) 死亡時画像診断室整備の場合	90,653千円	69,984千円	－	２分の１
	－	１施設当たり (2) 解剖室整備の場合	224,993千円	173,694千円	－	
14院内感染対策施設整備事業	－	１室当たり	38,109千円	29,420千円	－	３分の１

1 国庫補助事業	2 種目等	3 構造別	4 物価高騰を反映した単価	5 現行の交付要綱上の単価	6 基準面積	7 補助率
16新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）	－	病室の感染対策に係る整備１室当たり	38,109千円	29,420千円	－	３分の１
	－	病棟等の感染対策に係る整備 対象面積１㎡当たり	558,000円	484,000円	－	２分の１
	－	個人防護具保管施設の整備 対象面積１㎡当たり	558,000円	484,000円	－	
17重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業	診療部門	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	(1) 診療部門 ア 無床の場合 160㎡ イ 有床の場合 (ｱ)5床以下 240㎡ (ｲ)6床以上 760㎡ (2) 医師住宅 80㎡ (3) 看護師住宅 80㎡	３分の１
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
	医師住宅	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円		
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
	看護師住宅	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円		
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		

（注）１　第４欄に定める単価は、当該事業における支給額を算定する際に、限度となる単価である。
２　実際の建築単価が第５欄に定める現行の交付要綱上の単価を下回るときは、当該給付金を支給しない。
３　実際の建築単価が第４欄に定める物価高騰を反映した単価を下回り、かつ第５欄に定める現行の交付要綱上の単価を上回るときは、当該建築単価を限度とし、当該建築単価と第５欄に定める現行の交付要綱上の単価との差額により支給額を算定するものとする。
４　実際の建築面積が第６欄に定める基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。